

子育て世帯訪問支援事業（育児支援ヘルパー事業）

家事・子育てに対して負担や不安を感じる子育て家庭に
育児支援ヘルパーを派遣する事業です。
ご利用については元気館子育て支援課へご相談ください。



<対象となる人>

柏崎市に住民票がある妊婦または18歳未満のお子さんを養育している
家庭で、次のいずれかに該当する人

- ・双子・三つ子を養育している人
- ・身体的・精神的事情等によりお子さんの養育が困難な人
- ・日中、家事や育児の協力者がいない人
- ・つわりや切迫早産などで家事が困難な人
- ・その他市長が必要と認める人

介護保険や障害福祉サービスを利用できる場合は、
この事業での支援は対象外となります。

<サービス内容> サービス利用時は保護者の同席が必要です

家事 買い物・調理・掃除・洗濯

育児 授乳・おむつ交換・沐浴の保護者の補助（3歳未満のお子さん対象）
就学前の子どもの見守り

外出時の付き添い 子どもの健康診査、予防接種など

伝染病の疑いがある（家族も含む）、体調不良、緊急時または
条件に合うヘルパーが見つからない場合は、対応できないことがあります。

<サービス利用日・時間・回数>

- ・原則月曜日から金曜日までの9時～17時まで
- ・1回2時間以内
- ・1年24回以内

<利用料金> 1時間当たり 200円

- ・食材や生活必需品等の買い物の代金は利用者の負担となります。
- ・買い物等の自宅以外でサービスを行う場合、交通費は、実費相当分を負担いただきます。

～利用する場合は、子育て支援課へ利用申請が必要です～

事業の問い合わせ先：子育て支援課（元気館内） 電話 47-7786
委託事業所：柏崎市シルバー人材センター 電話 24-2148

育児支援ヘルパー事業の申請から利用までの流れ



相談

サービスについて不明な点がある方、利用の相談をしたい方は、子育て支援課(47-7786)までご連絡ください。

申請書の提出

- ・事業の利用を希望される方は、子育て支援課へ申請書を提出してください。申請書提出の際に、利用の希望内容等について確認させていただきます。
- ・申請書は、子育て支援課にあります。市のホームページからもダウンロードできます。
- ・申請先: 柏崎市子ども未来部子育て支援課家庭支援係
(柏崎市栄町18-26 元気館)

利用助成対象認定証の交付

- ・提出された申請書をもとに、市で認定の可否を決定し、利用が決定したら、「利用助成対象認定証」を郵送します。
- ・「利用助成対象認定証」の有効期間は1年間です。利用の継続を希望する場合は、更新申請が必要です。

サービス利用の日程調整

- ・初回の利用したい日時が決まりましたら、子育て支援課へご連絡ください。初回利用時のみ、子育て支援課がサービス内容の確認、日程調整を行います
- ・2回目以降は、直接、シルバー人材センターに連絡して、日程を調整してください。
- ・利用希望日の2週間前までにお知らせください。(緊急時は除く)

サービスの利用

決められた時間や内容の範囲でサービスを受けることができます。

利用料の納付

毎月ごとに翌月にシルバー人材センターから請求書が発行されますので、納付をお願いします。